

午前10時00分

○委員長（島 昌之）

- ・ 欠席委員連絡（工藤委員）

午前10時00分開議

○委員長（島 昌之）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 調査事件

(1) 函館市の宿泊税の考え方に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について

○委員長（島 昌之）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について、10月18日付で財務部及び観光部から連名で資料が配付されている。その内容について説明を受けるため、財務部の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、入室を求める。

（財務部 入室）

○委員長（島 昌之）

- ・ 資料についての説明をお願いします。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 宿泊税については、本年4月に議論の出発点として、宿泊税の考え方についてを公表し、その後、関係団体への説明を実施したほか、5月には宿泊事業者との意見交換会を開催、そして6月には定例会中の常任委員会や一般質問において議員の皆様との議論を行わせていただいたところである。
- ・ この間にいただいた御意見、御指摘などを踏まえ、特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担感の軽減と宿泊税の使途の明確化などを念頭に置きながら、7月以降も宿泊事業者との意見交換などを重ねてきたところであり、その結果、課税免除の対象や特別徴収義務者交付金の率などについて見直しを行いたいと考えており、このたび、改めて本市の宿泊税の考え方についてとして取りまとめたところである。
- ・ お手元の資料の内容については、税務室長から説明をさせていただく。よろしくをお願いします。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 資料説明：函館市の宿泊税の考え方に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について（令和6年10月18日付 財務部及び観光部調製）

○委員長（島 昌之）

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ 本件について、本委員会の所管部分はいまだ説明があった財務部が所管する税の制度設計や徴収方法などの部分についてである。御発言いただくに当たっては、御留意願う。
- ・ それでは、各委員から何か発言あるか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 前回の4月の考え方から、関係団体、事業者から意見を聞いて変更してきたということで、事業者からの意見が相当盛り込まれているというふうに見て思った。
- ・ そういった意味では非常に良かったかなと思うが、財務部と観光部と一緒に事業者と話し合いをしたのか、財務部だけが話したのか。そこら辺はどういう形で意見交換会をしたのかをお聞きしたい。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 4月に考え方をお示して以降、宿泊事業者を対象とした意見交換会や、関係団体の皆様への説明などをしてきたところであるが、いずれについても、財務部及び観光部で進めてまいった。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。宿泊事業者の方々からの、今までの意見——例えばこの中に盛り込んでない意見も多分あるのではないかなと思うが、そこら辺はどういう意見があったのか分からないので、今回の宿泊税の内容に盛り込めなかった意見はあるか。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 4月に制度を公表して以降、宿泊事業者と意見交換会等を重ねてきたところであり、この間様々な意見をいただいたところだ。
- ・ 内容としては、定額制は宿泊料金によって負担割合が異なり、不公平であることから定率制を採用してほしいといった意見や、逆に公平で徴収事務の簡素な定額制にして欲しいという意見。低額な宿泊料金については免税点を設けてほしいという意見に対して、またこれも免税点は設けるべきでないというような意見。納税者の負担感や中心部の負担軽減のため、入湯税は撤廃または軽減できないか。システム改修への補助をお願いしたい。また手数料が旅行代理店を通した場合の手数料に比べて交付金の率が低いのではないかなといった意見などをいただいたところであり、今回の意見に反映していない部分としては、それぞれの意見があることから、定率制という意見に対しては取り入れておらず、また免税点についても反映はしていないところだ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 4ページだが、ここの内容は変わらない。2万円未満が100円で、2万円から5万円が200円、5万円以上が500円、10万円以上も前回の委員会の中では、10万円以上2,000円というのはいかがなものかという意見が吉田委員から出てたと思うがこれは変わらないと。
- ・ 単年度の税収額が約4億円という見込みだが、これを積算するためにいろいろ計算されてると思うが、例えば函館で言うと、この料金区分のどこの部分が一番多いのか、何%ぐらいになっているのか分かれば教えていただきたい。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 4億円の積算のお尋ねだが、宿泊税がかかる課税対象は、食事代を含まないいわゆる素泊まり料金であり、令和元年度に実施した観光動向調査における食事代を除いた宿泊料金としては、平均単価が1泊あたり約7,600円（税抜）、となっており、価格帯を分析したところ、宿泊料金5,000円未満が約43%、5,000円以上1万円未満が約36%、1万円以上2万円未満が約16%で、宿泊料金2万円未満の合計は約95%となっているところだ。また宿泊税の徴収予定額について、令和元年度の宿泊延べ日数は

382万4,200人泊となっており、宿泊料金2万円未満の割合である約95%と税額100円を乗じるなど、それぞれの区分ごとの割合と税額を乗じて算出し、合計約4億円の税収を見込んだところだ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 平均が7,600円ということで、これは令和元年の金額だと思う。昨今、どんどんホテルの宿泊料金が上がっているから。更に高くなって、今は平均7,600円ではないと私は思うが、今答弁いただいた、宿泊5,000円以下が43%ということで、前回の委員会の中で5,000円未満のところは免税にしたらいんじゃないかと言ったが、43%もいらっしゃるということであれば、それもちょっとできないのかなと思った。
- ・ 2万円未満が95%ということで、これは令和元年度の数字で計算されてると思うが、今2万円を泊まれるところは本当に少ないんじゃないかと思う。函館市内のホテルは土日がすごく高くなって、平日は下がるが、それでも1万8,000円ぐらいのところが多いと思っていて、現在の金額で計算した方がより正確かなと思ったが、2万円未満が95%ということでわかった。
- ・ 約4億円、収入があるということだが、この間の宿泊事業者など関係団体との話し合いの中で、この特別徴収義務者交付金が以前は納入額の2.5%だったのが5.0%になり、見直しまでの5年間の上乗せも、以前0.5%だったのが1.0%ということだ。そうすると、約4億円の収入があるけれども、特別徴収義務者交付金でさらに予算がかかるということだが、そこら辺はどのように計算を見積もっているか。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 特別徴収義務者交付金は、導入当初から5年間は納入額の6%を交付することを考えていることから、単年度におきましては2,400万円の交付を想定しているところだ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ システム改修費2分の1を補助ということだが、これは宿泊税が始まる前のシステムになるので、函館市の単費ということになるのではないかと思うが、金額的にはどのくらいを予定しているか。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ システムの改修費については、この間の関係団体や宿泊事業者との意見交換会においてシステム改修に対する支援についての要望があり、また同じく宿泊税の導入を進めている北海道がこのシステム改修費の2分の1を補助することを検討していることから、宿泊事業者の事務負担に配慮し、本市においても北海道と協調し、システム改修の2分の1を補助し、基本的には宿泊事業者の負担が生じないようにしたいと考えているところだ。全体の額については、これからの積算としており、詳細の金額等については出ていないところである。

○市戸 ゆたか委員

- ・ おおよそどのくらいなのか。そうでなければ何億円もかかるかもしれないし、何千万円で収まるかもしれない。そこら辺はどういうふうに見込んでいるのか。分かる範囲で——分かっていると思うが。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ システム改修の補助については、北海道がまず2分の1と、残りの2分の1を協調と考えていることから、基本的には、まず北海道の方で制度の内容が固まってからと考えているが、先行で導入している他都市において——例えば長崎市の例だが、システム改修の補助を行った経過として1件当たり

50万円を上限と想定して、全部で宿泊事業所が235か所ある中で、だいたい3分の2程度という積算で7,850万円という予算を組んでいた。ただ、結果としてはそこまでの需要がなく、決算額としては800万円程度というふうに収まったという話は聞いているところである。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 決算額で800万円。当初7,850万円が800万になったということで、これは全体で800万か、長崎市だけで800万円か。（「長崎市のみ」の声あり）分かった。
- ・ 今回は入湯税を50円引き下げることにした。以前は減額しないと書いてあったが、この入湯税を50円引き下げる理由として、どういうことがあったのか。100円ではなく、ゼロにはならなかったのか。そもそもこの入湯税の今までの使い道、それはどういうことに使われてきたのか、この3つを教えてください。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 1点目の入湯税を減額することとした理由についてだが、本年4月にお示しした制度概要では北海道が宿泊税の最低税率を100円とした案で導入を検討していることから、宿泊者の負担感等に配慮し、本市の宿泊税の税率を、令和2年2月にお示しした150円から100円に引き下げることにした一方で、宿泊税の導入に合わせて150円から70円に引き下げとしていた入湯税の税率については、引き下げを行わないと考えていたところだが、この間の宿泊事業者との意見交換会において、道と市の宿泊税に加え、入湯税を負担することとなる宿泊者の負担感を懸念する意見や、税を重ねて徴収することとなる温泉施設を備えた宿泊事業者の事務負担に対する配慮を求める意見などがあったことを踏まえ、入湯税については、一般客の税率を150円から100円に引き下げるほか、修学旅行等においては宿泊税に合わせ70円の不均一課税から課税免除に見直したいと考えているところだ。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 入湯税の撤廃についてだが、入湯税は基本的には法定の目的税となっている。充当する事業も、環境衛生施設の整備それから鉱泉源の保護管理施設、あるいは消防施設の整備、それから観光の振興ということで、これも限定されている。そういう中で本市においては、観光の振興の他に環境部の環境衛生施設の整備、それから消防車両の整備等に充当してきているという現状がある。
- ・ 入湯税の令和5年度の決算額および令和6年度予算額、ともに約2億6,000万円となっている。その内、観光振興に活用している金額は2か年平均で、だいたい1億7,000万円。残りの9,000万が環境衛生や消防車両の購入に充てているところだ。
- ・ 観光振興に充てている1億7,000万円のうち、今回の引き下げで8,000万円程度が減収となる。1億7,000万円から8,000万円を差し引いた9,000万円についてはこれまで通り、観光部所管の観光施設の維持管理費あるいは観光案内所の管理運営費などにこれまで通り活用してまいりたいと考えている。
- ・ 一方で、減収となる8,000万円分についてはこれまで国内海外へプロモーション実施経費、あるいは観光客の受け入れ環境整備経費などに活用してきたが、これら事業については今後拡充して宿泊税を充当していきたいと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 宿泊税の全体の収入が4億円で、特別徴収義務者交付金を上げることで2,400万円マイナスされる。さらにこの入湯税で8,000万円が減になるという増減があるけれども、宿泊税をやはりやりたいとい

うことなんでしょうと思う。

- ・ 今回、宿泊事業者も含めてきちんと意見を聞いて、その意見を聞く中でこういう提案をされてるといふあたりが非常によかったと思っている。
- ・ 私たちは少し増税になるのでいろいろ考え方はあるが、その経過——プロセスが非常によかったと思っている。これからパブリックコメントが終わって、また宿泊事業者と話し合いをして、成案化されたものを委員会で議論するということだが、その中でまた変更になることはあるか。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ この間、かなりのやりとりをしてきた。先ほど税務室長から答弁があったが、今後出てくる意見は、例えば免税点を設けてほしいなどの同じような意見が出てくるものと想定している。
- ・ 宿泊税に関しては、ホテル・旅館などいろいろある。経営形態も様々である。そういった意味では100%皆さんが納得いただける制度の構築は難しいのかなと思っているので、今の案からちょっと変えるというところは、現時点では正直想定はしていないところだ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 宿泊税を取ることによって、観光客の環境整備も含めて、函館市も予算に使っていくということだ。今、湯川地域を見ても、雑草が生えたりしていて、本当に観光客を受け入れるような状況になっていないということも市民から言われる。
- ・ そういった意味では宿泊税を使って本当に観光客が函館の街きれいだねと言われるような、そういう変化を見せてもらいたいと思う。

○高橋 千晶委員

- ・ 課税免除の対象について伺う。今回の変更で、修学旅行、学校行事の参加者・引率者に加えて新たに学校教育の一環とみなされる各種大会の出場者とその引率者が加えられたとのことで、対象者が増えて良かったと考えているが、各種大会とはどのようなものが対象になるのか、学校教育の一環とみなされると書いてあるが、いろいろな大会があるのではないかと思う。
- ・ 学校の部活動で中体連や中文連、インターハイなどが一般的には想像されると思うが、他にも民間主催の大会もあるだろうし、部活動としてじゃなく、例えば道場など学校の名前ではない団体として出場する場面もあると思う。様々な大会とか参加の仕方があると思うが、一定の線引きがされるのか、今想定があるのか、今後決めていくのか、そのあたりを伺いたい。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 課税免除については、地方税法に「公益上その他の事由により課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる」と規定されているが、当該規定に基づき、個々の自治体の判断において行うものとされているところある。
- ・ 本年4月にお示しした制度概要案では、修学旅行その他学校行事に参加する者および引率者について、課税免除の対象としたいと考えていたところだが、この間の宿泊事業者との意見交換会等において、修学旅行だけではなくスポーツ・文化大会や合宿への参加についても課税免除対象とすることについて、多くの事業者から要望があったところだ。
- ・ そのため、先ほど委員の御発言のとおり中体連、中文連、高体連などの学校教育の一環とみなされる各種大会については公益性が高いと認め、新たに課税免除の対象としたいと考えている一方で、民

間やクラブ活動などの合宿への参加について、すでに本市において、スポーツ合宿誘致に係る補助事業などを行っていることから、宿泊税の使途において、さらなる支援の拡充などで対応を検討しているところだ。

○高橋 千晶委員

- ・ 大会によって対象になるものとならないものがこれから発生してくることが考えられるということだ。そのあたりはホテルとか宿泊事業者に混乱が生じないようにしてほしい。おそらく問い合わせもあるのかと思う。
- ・ できれば全て対象になればすっきりすると思うが、もし線引きをするのであれば、事業者が混乱しないような形で進められるように準備の方をお願いしたいと思う。
- ・ 合宿は今回対象にならないということか。（「はい」の声あり）わかった。

○委員長（島 昌之）

- ・ ほかに発言はないか。
- ・ 発言を終結する。
- ・ 理事者においては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めてください。
- ・ ここで理事者は退出願う。

(財務部 退出)

- ・ 議題終結宣告

2 その他

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前10時41分散会